

オリジナルツール提供に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人あさひ経営（以下「法人」という。）の傘下である法人員が雇用する労働者の労働条件改善のために、時間外労働の削減する取組を目的としてオリジナルのシステム（以下「ツール」という。）を提供することにより労働者の負担軽減や労働時間短縮促進を図ることを目的として普及啓発する。

(対象者)

第2条 ツールの提供を受けることができる事業所(以下「対象者」という。)は、労働者を1名以上雇用する対象者とする。

(ツールの提供方法)

第3条 提供するツールは、令和6年度働き方改革推進助成金（団体推進コース）の対象となるオリジナル開発したものを導入する。

2 法人は、当該ツールをCDにより提供、その記録にて管理する。

(提供条件)

第4条 対象者は、ツールを導入するために、指定のCDを使用するものとする。

なお、ツールについては、管理者権限付きであり対象者に限り提供する。

2 貸出期間を原則として1カ月以内とする。

(パスワード管理)

第5条 ツールのインストールおよび使用に際して、提供するパスワードを使用する。

2 パスワードは、第三者に漏洩しないよう、適切に管理しなければならない。

3 パスワードの漏洩や不正使用が発覚した場合、直ちに報告しなければならない。

(利用料)

第6条 ツールの利用料金は無料とする。

(貸出及び返却方法)

第7条 ツールの貸出を希望する場合は、事務局に電話またはFAXで申し込みをする。

2 法人は、申出があった対象者に提供通知書を発行のうえ必要資料及びCDを提供する。

3 ツールの返却をする場合、返却書に記載のうえ持参又は郵送にて法人に返却手続きしなければならない。

(使用許諾義務)

第8条 対象者がツールを目的により使用することを許諾する。但し、法人の許可なく頒布、再頒布、複製、引用、改変、転売、送信、廃棄等をしてはならない。

(禁止事項)

第9条 次の各号については、法人の加入中か脱退後か問わず禁止事項とする。

①システムツールへの不正アクセス行為

(パスワードの不正入手やサーバーの攻撃)

②システムツールのソースコードを解析、逆コンパイル、逆アセンブル行為

③複製および頒布、再頒布する等のシステムツールを無断で利用する行為。

④システムツールを、許可なく商業目的で転売、譲渡、使用する一切の行為。

⑤第1条（目的）以外の悪意ある行為、正常な運営を妨害する行為。

⑥システムツールを通じて取得したデータを無断で改変、変更等の行為。

⑦上記以外にも法人に帰属する財産管理について悪影響を及ぼすと認められるような全ての行為等。

(対象者の管理義務)

第10条 対象者は、ツールを利用するに当たっては必要な注意を払い、効率的な活用をしなければならない。

(利用の制限)

第11条 法人は、次の各号いずれかに該当すると認めるときは、ツールを返却させることができる。

(1)管理義務を怠っているとき。

(2)要綱に違反したとき。

(3)脱退または雇用する労働者が存在しないとき。

(4)その他、法人が特に必要と認めたとき。

(損害賠償)

第12条 故意又は過失により破損し、又は亡失させたときは、法人に通知するとともに、その損害を賠償しなければならない。ただし、法人がやむを得ない事情があると認めるときは、賠償の責任を軽減し、又は免除することができる。

(財産権)

第13条 ツールについての発明・考案等が生じた場合には、著作権、特許権、実用新案権等の資産については、全て法人に帰属する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度事務局にて決定する。

付則 この要綱は、令和6年12月1日から施行する。